

○熊本市社会教育委員条例〔生涯学習推進課〕

昭和28年6月10日

条例第40号

改正 昭和30年10月25日条例第51号

昭和34年8月18日条例第15号

(題名改称)

平成14年9月25日条例第45号

平成19年3月13日条例第24号

平成26年3月25日条例第13号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(平14条例45・平26条例13・一部改正)

(委員)

第2条 委員は、9名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 欠員補充により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平14条例45・平19条例24・平26条例13・一部改正)

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭34条例15・旧第4条繰上、平26条例13・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和28年6月1日から適用する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日条例第24号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第13号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。